

国立大学法人岡山大学ハラスメント相談室要項

令和5年3月30日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学におけるハラスメント等の防止及び対応等に関する規程（平成29年岡大規程第41号。以下「規程」という。）第8条第1項の規定に基づき、国立大学法人岡山大学ハラスメント相談室（以下「相談室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 相談室は、教育推進機構学生支援部門学生相談室（以下「学生相談室」という。）、同部門留学生相談室、保健管理センター、その他関係部局等と連携協力を図り、次に掲げる業務を行う。

- 一 ハラスメントに係る相談業務
- 二 ハラスメントに関する研修及び啓発活動
- 三 ハラスメント発生要因及び現状についての調査、分析
- 四 ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）への事案報告及び協力
- 五 ハラスメント調査委員会が行う事実関係調査等への協力

(組織)

第3条 相談室は、次の各号の者をもって組織する。

- 一 室長
- 二 専任相談員
- 三 全学相談員
- 四 アドバイザー

(室長)

第4条 室長は、法務・コンプライアンス担当副理事（以下、「担当副理事」という。）の推薦に基づき、学長が委嘱する。

- 2 室長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 室長は、担当副理事と連携協力を図りながら、相談室に関する業務を掌理する。
- 4 室長に事故があるときは、総務・企画部長がその職務を代理する。

(専任相談員)

第5条 専任相談員は、ハラスメントに関する相談業務について専門的な知識又は経験等を有する者をもって充てる。

- 2 専任相談員は、室長の監督のもとに、第2条各号に規定する業務に従事する。

(全学相談員)

第6条 全学相談員（以下、「相談員」という。）は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 部局長が推薦する教育職員
- 二 岡山大学病院長が推薦する者

三 学生相談室の相談協力委員（ただし、教育推進機構の職員を除く。）

四 教育学部各附属学校長（幼稚園にあっては、園長）が推薦する者

五 その他室長が指名する者

2 全学相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の全学相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 全学相談員は、第2条第1項第1号、第2号及び第5号に規定する業務に従事する。
（アドバイザー）

第7条 相談室の運営上必要がある場合は、相談室にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、ハラスメント相談等について専門的な知見を有する者をもって充てる。

3 アドバイザーは、担当副理事の推薦に基づき、学長が委嘱する。

4 アドバイザーの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 アドバイザーは、室長の求めに応じ、専門的見地から相談室の職務に関する助言等を行う。

（ハラスメント相談）

第8条 相談室は、次に掲げる者からのハラスメント相談を受け付ける。

一 本人である構成員等

二 構成員のハラスメントを認識したとする構成員等

三 他者からハラスメントをしている旨の指摘を受けたとする構成員

四 元構成員等で、現構成員より、在職、在学又は関係者である間に構成員からハラスメントを受けたとする者

（報告義務）

第9条 専任相談員及び全学相談員は、ハラスメント相談を受けた後、その相談内容及び相談者の意向等を速やかに室長に報告しなければならない。

2 室長は、前項により受けた報告が新規の相談に係るものであった場合、その概要を速やかに担当副理事に報告しなければならない。

3 前項の規定に関わらず、緊急性又は大学として協議の必要性が認められるものについては、直ちに室長から担当副理事にその旨を報告し、対応を要請しなければならない。

（遵守事項）

第10条 第4条から第8条に規定する者は、相談室の業務を遂行するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 相談者の意向をできる限り尊重し、解決策を押しつけることのないよう留意する。

二 相談者及び関係者の名誉、プライバシーその他の人権を侵害することのないよう、慎重に対処する。

三 任期中及び任期後において、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（事務）

第11条 相談室の運用に関する事務は、総務・企画部法務・コンプライアンス対策室において処理する。

（その他）

第12条 この要項に定めるもののほか、相談室の運用に関し必要な事項は、国立大学法人岡山大学におけるハラスメント等の防止及び対応に関する要項（平成29年6月30日学長裁定）によることとする。

附 則

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人岡山大学ハラスメント防止対策室要項（平成28年12月21日学長裁定）は、廃止する。